

# 北海道森林管理局入札監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：平成27年7月15日)

開催日及び場所		平成27年6月23日(火曜日) 第2会議室	
委員		荒島裕雅 (荒島裕雅税理士事務所) 寺田昌人 (寺田公認会計士事務所) 野口幹夫 (中島・野口法律事務所)	
審議対象期間		平成27年1月1日～平成27年3月31日	
審議対象案件		110件 うち、1者応札案件25件  契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件	
抽出案件		14件 うち、1者応札案件 4件 (抽出率12.7%) (抽出率16.0%)  契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0%)	
工事	一般競争		4件 うち、1者応札案件 0件  契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指名競争	公募型指名競争	該当なし
		工事希望型競争	該当なし
		その他の指名競争	該当なし
	随意契約		該当なし
業務	一般競争		2件 うち、1者応札案件 1件  契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指名競争	公募型競争	該当なし
		簡易公募型競争	該当なし
		その他の指名競争	該当なし
	随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
		簡易公募型プロポーザル	該当なし
		標準型プロポーザル	該当なし
		その他の随意契約	該当なし

抽出案件内訳

物品・ 役務等	一 般 競 争	8件 うち、1者応札案件 3件  契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指 名 競 争	該当なし
	随意契約（企画競争・公募）	該当なし
	随意契約（その他）	該当なし
(特記事項)		

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する 回答等	<p>1 造林抽出案件（C1・C2） いずれも共同事業体が契約しており、事業体も3者同じ事業体である。しかしながら、事業体の順番がC1・C2で異なっているのはなぜか。</p> <p>2 治山工事抽出案件（A1） 10年間の全体計画を踏まえ、各工事を実施しているとのことであるが、10年間の工区割等はどの段階で決めているのか。 例えば、同時に2工区を実施する場合はあるのか。</p> <p>3 全体的に入札参加者が増えているのか。</p> <p>4 全体的に、複数年に渡る一括発注契約は行っているのか。</p>	<p>1 当該抽出案件については、共同事業体において、最初に名前が挙がっている事業体が代表者となっており、代表者の格付等級がその共同事業体の等級となる。 C1についてはB等級の岡崎が代表となり、C2についてはA等級の王木が代表となっている。</p> <p>2 十勝岳の場合は、全体計画の計画時に泥流の流れをシュミレーションし、そのデータを基に施工箇所、施工順番及び工区を決めている。 発注時期や予算状況を踏まえ2工区同時期に実施する場合もある。</p> <p>3 発注時期も影響していると考えられるが、今回は工事等の入札参加者が増え、かつ1者入札の件数が少ない状況にある。 なお、過去3カ年の入札参加者数及び1者入札の状況については次回委員会で説明する。</p> <p>4 治山事業に係る複数年契約は実施してはいないが、優先度を勘案し集中的に予算を投じて事業を実施する場合がある。 造林事業、生産事業では法律に基づき、年間5か所程度複数年（3年）契約により契約を締結している。 その他、局の耐震工事やコピー機のリース契約等複数年契約としている。 なお、複数年契約の実施に当</p>

		<p>たつては、いずれも財務省の承認を得ている。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>今回の審議案件については、適切に行われていたと判断する。</p>	

事務局：北海道森林管理局総務企画部業務調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

## 北海道森林管理局入札監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	平成27年6月23日（火曜日） 第2会議室			
委員	荒島裕雅（荒島裕雅税理士事務所） 寺田昌人（寺田公認会計士事務所） 野口幹夫（中島・野口法律事務所）			
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式	契約月日
	該当なし			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
委員会による意見の具申又は勧告の内容				